

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年6月 15 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501685号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600088号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年12月10日の標準賞与額を33万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月10日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の後継事業所であるB社から提出された平成20年に係る賃金台帳及び請求者が給与振込口座に指定していた金融機関から提出された口座取引明細書により、請求者は、平成20年12月10日にA社から賞与を支給され、標準賞与額33万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成20年12月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501872号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600089号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を32万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

A社が加入するB厚生年金基金から請求期間に係る国の厚生年金保険の記録がないと連絡をもらった。当該期間に賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「平成15年7月賞与」と記載された一覧表及びC健康保険組合の賞与健康保険料内訳書、請求者から提出された平成15年7月分の賞与支払明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与が支給され、標準賞与額32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501637号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600091号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を5万2,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を11万5,000円、平成17年8月1日の標準賞与額を1万1,000円から11万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日、平成16年12月1日及び平成17年8月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、平成17年8月1日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日  
③ 平成17年8月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録がなく、請求期間③の標準賞与額の記録が相違していることを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②については、平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に5万2,000円、平成16年12月1日に11万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生

年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間③については、B社から提出された給与支給明細書並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年8月1日にA社からオンライン記録の標準賞与額1万1,000円を超える11万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成17年8月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501760号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600092号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を18万2,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を13万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に18万2,000円、平成16年12月1日に13万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501763号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600093号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を6万円、平成16年12月1日の標準賞与額を4万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に6万円、平成16年12月1日に4万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501765号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600094号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年8月2日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501773号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600095号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月1日の標準賞与額を6万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年12月1日に6万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501846号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600017号

## 第1 結論

昭和63年\*月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年\*月から平成8年3月まで

私は、昭和63年9月から平成6年8月まで留学していたので、留学期間中は、私の父が、私が20歳になった昭和63年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。私が帰国してからは、私が父に保険料を渡して納付を依頼したり、渡せない時は、父が保険料を納付してくれていた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の主張のとおり、国民年金の加入手続が昭和63年\*月頃に行われた場合には、請求者に国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索では請求者の記号番号を確認することができない。

また、請求者には厚生年金保険に加入したことにより平成9年1月31日に基礎年金番号が付番されており、国民年金被保険者の資格取得に係る処理日は、平成10年4月20日であることから、請求者に係る国民年金の加入手続は平成10年4月頃に行われたものと考えられ、当該時点においては、平成8年2月以前の保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者及び請求者の父親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600082号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600018号

## 第1 結論

昭和51年8月から昭和52年3月までの請求期間及び昭和52年7月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年8月から昭和52年3月まで  
② 昭和52年7月から昭和53年3月まで

勤務先で厚生年金保険に加入が可能な場合は全ての期間について厚生年金保険に加入し、無職の時は、必ず国民年金に加入してきた。保険料の納付については、親から常に言われており、「お支払い等は義務。自分のため。」と思いながら保険料を納付してきたので、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和57年5月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われたと考えられ、当該時点においては、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501743号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600090号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年3月30日から同年4月1日まで

出向先から戻った際のA社に係る請求期間の厚生年金保険の記録がない。

A社の社員名簿に昭和55年3月に復職したと記載があるので、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された社員名簿及び総務担当者の陳述により、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求者も請求期間に係る給与明細書を保有していない上、請求期間当時の事業主、社会保険事務担当者及び給与計算担当者はいずれも死亡しており、同僚からも請求期間に係る厚生年金保険料の控除について陳述を得られないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者のA社に係る雇用保険及び健康保険組合における資格取得年月日は、いずれも昭和55年4月1日と記録されており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿における資格取得年月日と一致していることが確認できる上、当該名簿の記録に不自然な点はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。